

第7 徴税費等に関する調

1 年度別徴税費

(平成23年度～平成27年度)

	番号	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
① 徴税費 (A + B + C + D)	1	3,222,619	100.0	2,957,368	100.0	2,901,563	100.0	2,932,129	100.0	3,208,101	100.0
人件費 (A)	2	1,052,049	32.7	993,380	33.6	932,186	32.1	942,189	32.1	938,353	29.2
職員給	3	533,332	-	499,796	-	459,366	-	482,150	-	478,707	-
諸手当	4	291,505	-	289,837	-	275,774	-	262,465	-	271,378	-
時間外勤務手当	5	28,237	-	33,330	-	28,868	-	21,486	-	29,032	-
特殊勤務手当	6	2,733	-	2,354	-	2,211	-	2,355	-	2,071	-
その他の手当	7	260,535	-	254,153	-	244,695	-	238,624	-	240,275	-
その他の人件費	8	227,212	-	203,747	-	197,046	-	197,574	-	188,268	-
旅費 (B)	9	2,448	0.1	2,155	0.1	2,360	0.1	1,946	0.1	2,478	0.1
需用費 (C)	10	104,159	3.2	88,284	3.0	86,271	3.0	85,314	2.9	80,252	2.5
需用費	11	41,109	-	40,956	-	41,765	-	41,624	-	39,276	-
通信運搬費	12	50,821	-	47,328	-	44,506	-	43,690	-	40,976	-
備品費	13	4,595	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	14	7,634	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収取扱費等 (D)	15	2,063,963	64.0	1,873,549	63.3	1,880,746	64.8	1,902,680	64.9	2,187,018	68.2
個人県民税徴収取扱費	16	1,486,289	-	1,447,216	-	1,457,704	-	1,463,942	-	1,442,183	-
地方消費税徴収取扱費	17	32,906	-	33,907	-	33,083	-	38,127	-	51,927	-
納税貯蓄組合連合会補助金	18	2,526	-	2,220	-	2,159	-	1,961	-	1,903	-
特別徴収義務者交付金等	19	253,344	-	255,482	-	252,751	-	254,838	-	247,461	-
その他	20	288,898	-	134,724	-	135,049	-	143,812	-	443,544	-
② 税収入 (決算額)	21	76,860,762	-	78,948,085	-	81,613,957	-	82,649,422	-	90,354,275	-
③ 税収入に対する徴税費の割合 ①/②	22	-	4.2	-	3.7	-	3.6	-	3.5	-	3.6
④ 徴税職員数	23	164	-	149	-	150	-	147	-	144	-
事務吏員数	24	140	-	134	-	132	-	131	-	129	-
その他の職員数	25	24	-	15	-	18	-	16	-	15	-
⑤ 徴税職員1人当りの税収入額 ②/④	26	468,663	-	529,853	-	544,093	-	562,241	-	627,460	-
⑥ 徴税職員1人当りの徴税費 ①/④	27	19,650	-	19,848	-	19,344	-	19,946	-	22,278	-
人件費 (含旅費) (A+B)/④	28	6,430	-	6,681	-	6,230	-	6,423	-	6,534	-
物件費 (含徴収取扱費等) (C+D)/④	29	13,220	-	13,167	-	13,114	-	13,525	-	15,745	-

注 1 「事務吏員数」は、派遣職員を除いた実人員数である。

2 「徴税職員数」の「その他の職員」とは、非常勤職員及び臨時職員である。

2 個人県民税徴収取扱費交付額

(平成23年度～平成27年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	円	円	円	円	円
納税義務者数によるもの (納税者数(人))	1,450,695,825 (470,044)	1,412,751,000 (472,254)	1,422,580,500 (475,291)	1,417,782,000 (471,781)	1,400,528,250 (465,133)
県に払い込まれた金額によるもの (払込金額(円))	2,631,720 (37,596,647)	1,738,393 (24,834,684)	1,655,131 (23,645,157)	1,084,803 (15,497,532)	642,510 (9,179,131)
過誤納金及び還付加算金によるもの	30,364,221	30,149,454	30,726,086	36,812,269	31,649,119
納期前納付による報奨金によるもの	228,028	330,326	284,737	-	-
配当割額又は株式等譲渡 所得割額の還付(充当)によるもの	2,369,506	2,247,130	2,458,259	8,263,254	9,362,855
交 付 額 計	1,486,289,300	1,447,216,303	1,457,704,713	1,463,942,326	1,442,182,734

注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付(充当)によるもの」は、それぞれ相当する額。

3 特別徴収義務者に対する交付金

交付年度	対象税目	対象人員	対象税額	交付額	左のうち特別徴収義務者を構成員とする団体に交付した分(再掲)	
					対象団体	交付額
23	ゴルフ場利用税	19人	182,152,800円	1,209,600円	1	300,000円
	軽油引取税	123	9,739,083,294	247,153,500	1	4,000,000
	産業廃棄物税	10	199,261,670	4,981,100	-	-
	計	152	10,120,497,764	253,344,200	2	4,300,000
24	ゴルフ場利用税	19人	178,453,750円	1,191,300円	1	300,000円
	軽油引取税	124	9,666,529,301	248,648,700	1	4,000,000
	産業廃棄物税	12	225,690,045	5,641,600	-	-
	計	155	10,070,673,096	255,481,600	2	4,300,000
25	ゴルフ場利用税	19人	159,640,400円	1,097,100円	1	300,000円
	軽油引取税	117	9,627,848,818	245,733,200	1	4,000,000
	産業廃棄物税	11	236,854,290	5,920,800	-	-
	計	147	10,024,343,508	252,751,100	2	4,300,000
26	ゴルフ場利用税	17人	148,564,100円	1,041,900円	1	300,000円
	軽油引取税	116	9,773,042,983	248,282,800	1	4,000,000
	産業廃棄物税	11	220,540,444	5,513,000	-	-
	計	144	10,142,147,527	254,837,700	2	4,300,000
27	ゴルフ場利用税	15人	156,385,900円	1,081,000円	1	300,000円
	軽油引取税	113	9,457,628,710	240,435,200	1	4,000,000
	産業廃棄物税	12	237,819,815	5,944,900	-	-
	計	140	9,851,834,425	247,461,100	2	4,300,000

注 1 交付額の算定基礎は次による。

- (1) ゴルフ場利用税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入した額の100分の0.5。
- (2) 軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入（徴収猶予期間内納入を含む。）した額の100分の2.5。

2 特別徴収義務者を構成員とする団体に対して交付する分は、予算の範囲内の定額。

4 市町村に対する交付金

	個人県民税 徴収取扱費 交付金	ゴルフ場 利用税 交付金	自動車取得税 交付金	県民税利子割 交付金	県民税配当割 交付金	県民税株式等 譲渡所得割 交付金	地方消費税 交付金
	円	円	円	円	円	円	円
鹿角市	45,728,983	-	33,222,000	4,295,000	9,180,000	6,324,000	641,783,000
小坂町	7,521,693	-	5,800,000	774,000	1,659,000	1,144,000	118,736,000
大館市	107,067,953	4,965,100	43,115,000	12,014,000	25,639,000	17,650,000	1,516,478,000
北秋田市	44,107,334	7,102,725	33,408,000	4,623,000	9,831,000	6,760,000	678,186,000
上小阿仁村	3,092,495	-	3,124,000	280,000	588,000	403,000	46,761,000
能代市	75,751,071	75,699	34,902,000	8,914,000	19,014,000	13,086,000	1,135,031,000
藤里町	4,327,492	-	5,509,000	372,000	794,000	548,000	64,567,000
三種町	22,747,260	12,093,276	16,395,000	2,145,000	4,603,000	3,176,000	326,095,000
八峰町	9,595,705	5,456,675	7,701,000	906,000	1,934,000	1,332,000	142,062,000
秋田市	466,089,775	69,904,240	123,039,000	70,555,000	150,473,000	103,561,000	6,441,081,000
男鹿市	37,921,477	6,347,950	24,987,000	3,883,000	8,268,000	5,687,000	574,929,000
潟上市	45,594,642	-	19,030,000	4,804,000	10,298,000	7,100,000	586,058,000
五城目町	12,774,413	-	8,829,000	1,255,000	2,686,000	1,852,000	189,763,000
八郎潟町	8,278,681	-	3,522,000	898,000	1,914,000	1,317,000	115,607,000
井川町	6,543,566	-	5,232,000	655,000	1,409,000	972,000	99,789,000
大潟村	5,780,436	-	13,144,000	1,275,000	2,768,000	1,918,000	73,327,000
由利本荘市	114,820,062	-	74,148,000	13,098,000	27,860,000	19,155,000	1,603,609,000
にかほ市	37,345,078	-	27,512,000	4,791,000	10,115,000	6,934,000	526,933,000
大仙市	113,260,070	15,734,810	106,995,000	12,483,000	26,670,000	18,367,000	1,678,409,000
仙北市	35,713,875	-	30,682,000	3,417,000	7,307,000	5,034,000	556,127,000
美郷町	26,946,498	-	35,594,000	2,520,000	5,396,000	3,718,000	384,176,000
横手市	125,120,934	6,643,175	78,553,000	13,860,000	29,600,000	20,382,000	1,883,105,000
湯沢市	62,807,131	-	38,717,000	6,229,000	13,259,000	9,118,000	972,329,000
羽後町	19,806,962	-	14,527,000	1,731,000	3,702,000	2,550,000	291,093,000
東成瀬村	3,439,148	-	4,313,000	249,000	536,000	370,000	47,600,000
合計	1,442,182,734	128,323,650	792,000,000	176,026,000	375,503,000	258,458,000	20,693,634,000

注 算定基礎は次による。

- 1 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等（第7 2「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照）である。
- 2 ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
- 3 自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の100分の66.5相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
- 4 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 5 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 6 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 7 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数で按分（社会保障財源分については市町村の人口で按分。）したものである。

5 納税貯蓄組合連合会補助金交付額

県連合会の事務に要する経費				※対象事業に要する経費				補助金 返納額 ③	補助金 の額 ①+②-③	
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	(d×10,000)D	計 (C+D) ②		
	円	円			円		円	円	円	
8	120,000	620,000	740,000	18	540,000	80	800,000	1,340,000	177,439	1,902,561

注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。

- 1 県連合会の事務に要する経費
県連合会の構成員（地区連合会（地区連合会がない地域にあっては市町村連合会））の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額
- 2 対象事業※に要する経費
対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円を乗じた額との合算額

※対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及びその構成員が分担して行う事業